

駐車中の車内で焼損したドライブレコーダーについて

県内の消費生活相談窓口に、「駐車中の車内でドライブレコーダーが焼損し、車内に延焼した。」との相談があり、消防署等との調査の結果、ドライブレコーダーの輸入業者が該当製品のリコール（回収・製品交換）を実施しました。

1. 相談概要

駐車していた車のドアを開けたところ、煙と焦げたにおいが充満しており、フロントガラスに取り付けていたドライブレコーダー（写真1）が落下し、助手席側の足下で焼損していた。

（平成29年度受付、30歳代、男性）



写真1. 苦情同等品外観

2. 消防署等との原因究明調査

車両はフロントガラス上部にひび割れがあり、フロントガラスの内側から天井にかけて煤（すす）が付着していました（写真2）。また、シフトレバー付近の助手席側が広範囲に焼損し（写真2）、その部分にはドライブレコーダー内蔵のバッテリーが落下、焼損していました（写真3）。

バッテリー（リチウムポリマー電池）は、内部の⊕極（アルミ箔）及び⊕・⊖極間のセパレータ（樹脂製の絶縁体）が焼失しており、残っていた⊖極（銅箔）の表面にも熱による変色が見られました。苦情品の焼損状況から、バッテリーが内部短絡等で異常に発熱し、発火に至った可能性が高いと推測されました。

天井及びフロントガラスにすすが付着

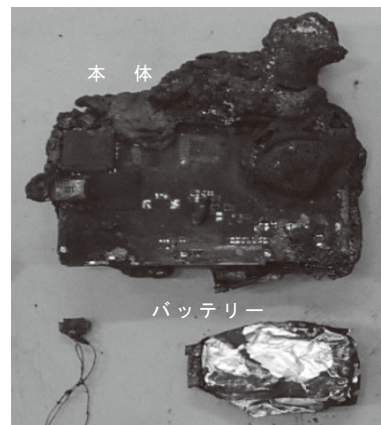
グローブボックス上の紙等が焼損

シフトレバーの助手席側が焼損、苦情品が落下・焼損

写真2. 車内前方の焼損状況



写真3. 焼損した苦情品



3. 苦情同型品の自主回収を実施

上記の他にも同種事故が発生していたため、苦情品の輸入業者は、同型のドライブレコーダーの自主回収（製品交換）を実施しています。〔2017年9月4日～〕

■対象商品・型番 **ドライブレコーダー** 【型番：DRY-FH200】
販売期間：2012年10月～2013年 8月
■問合せ窓口 **株式会社ユピテル** ドライブレコーダー交換窓口
0120-027-515 【9時～17時（土、日、祝日を除く。）】

Aらいふ 兵庫県生活科学総合センター
研修広報部 企画研修課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL: 078-302-4000
(消費生活相談) 078-303-0999

●生活科学総合センターホームページもご覧ください
<http://www.seiken.server-shared.com/>
●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも
E-mail: seikatsukagakusogo@pref.hyogo.lg.jp
FAX: 078-302-4002

29企②-038A4

No.162

（平成30年2月28日発行）
（2018年）



このタイトルには生活、暮らしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、暮らしのエースを目指そうという意味が含まれています。

知っていますか？ クーリング・オフ制度

「クーリング・オフ」とは、訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約の申込の撤回または契約の解除を行うことができる制度のことです。

クーリング・オフをすると、契約ははじめからなかったことになり、受け取った商品は事業者の負担で返品し、支払ったお金は返ってきます。損害賠償や違約金も請求されません。どのような契約でもできるわけではなく、一定の契約に限られていることに注意が必要です。



1 特定商取引法によるクーリング・オフ制度

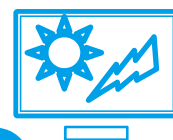
「特定商取引法」は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

この法律には、次のとおりクーリング・オフについての規定があります。

◆ 特定商取引法で定める6つの取引類型とクーリング・オフの期間

特定商取引法では、6つの取引類型においてクーリング・オフ制度が規定されています。

取引類型		クーリング・オフの期間
①訪問販売	消費者の自宅などを事業者が訪問し、商品の販売等を行う。路上などで呼び止め営業所等へ同行して契約するキャッチセールスや、電話やSNS*などで誘い出すアポイントメントセールスも対象。 *SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービス	契約書面を受け取った日から8日間
②電話勧誘販売	消費者に事業者が電話をかけて勧誘し、商品の販売等を行う。販売目的を告げないで消費者に電話をかけさせて勧誘・契約する場合も対象。	
③訪問購入	消費者の自宅などを事業者が訪問し、消費者の物品を事業者が買い取る。	



※ 訪問購入では、クーリング・オフ期間中物品の引き渡しを拒むことが可能。
※ 訪問販売、電話勧誘販売でクーリング・オフの対象となるのは、すべての商品・役務、又は、特定権利*1に関する契約です。

*1 特定権利とは、①保養のための施設やスポーツ施設を利用する権利、②映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞・観覧する権利、③語学の教授を受ける権利、④社債その他の金銭債権、⑤株式会社の株式、合同会社等の社員の持分、その他の社団法人の社員権又は外国法人の社員権でこれらの権利の性質を有するもの（④・⑤は、金融商品取引法の規定に該当する場合を除く）。

取引類型		クーリング・オフの期間
④連鎖販売取引 (マルチ商法)	「他の人を販売員にするとあなたも収入が得られる」と消費者を勧誘して商品やサービスを購入させることで販売組織に加入させ、その加入した者が、さらに新たな販売員となる消費者を勧誘して、その商品やサービスを再販売することで利益を得る。	契約書面を受け取った日か、再販売するために購入した商品を受け取った日のいずれか遅い日から 20日間
⑤特定継続的役務提供取引	①エステティックサロン ②語学教室 ③家庭教師 ④学習塾 ⑤パソコン教室 ⑥結婚相手紹介サービス ⑦一定の美容医療契約* [契約期間] ①・⑦は 1 カ月を超えるもの ②～⑥は 2 カ月を超えるもの [支払金額] 5 万円を超えているもの *脱毛、にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去又は皮膚の活性化、皮膚のしわ・たるみの症状の軽減、脂肪の減少、歯の漂白	契約書面を受け取った日から 8 日間
⑥業務提供誘引販売取引	「仕事を紹介するので収入が得られる」などと消費者を勧誘し、その仕事に必要なものであるとして、商品やサービスを購入させる。	契約書面を受け取った日から 20 日間

クーリング・オフ制度と返品制度は違います



トピックス

通信販売は、クーリング・オフ制度がありません！

広告に、返品に関する表示（「10日以内は返品できます」「返品はできません」など）があれば、その表示に従います。
表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば、返品した後返金してもらえますが、返品の送料は消費者負担となります。

◆ 特定商取引法によるクーリング・オフができない場合

クーリング・オフができない場合があります。

訪問販売の場合、主なものは次のとおりです。

- ◎営業のため、もしくは営業として契約した場合
- ◎契約したあと直ちに全部履行されることが通例とされるもの（キャッチセールスによる次の役務の提供：あんま・マッサージ・指圧、カラオケボックス利用、飲食店での飲食、海上タクシー）
- ◎相当期間にわたる交渉が通例とされるもの（自動車の購入、自動車のリース）
- ◎契約したあと速やかに提供されないと利益を著しく害するおそれがある場合（電気・ガス・熱供給事業法に基づく契約、葬式）

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎消耗品として指定された商品を使用・消費した場合（健康食品、化粧品等、防殺虫剤、配置薬など）
※「使用・消費したときはクーリング・オフできない」旨の書面を受け取っていなければ、クーリング・オフできます。また、「使用・消費」とは、消費者自らの行為で商品をあける等して商品の価値を戻せなくなったことを言います。
- ◎消費者が事業者に対して、契約する意思をはっきり伝えて自宅に来るように依頼した場合



※電話勧誘販売の場合も上記とほぼ同等の内容のクーリング・オフできない場合があります。

2 特定商取引法以外の法律によるクーリング・オフ制度

特定商取引法以外でも、クーリング・オフを定めた法律があります。主なものをご紹介します。

取引の名称	根拠法	クーリング・オフ可能期間
宅地建物取引	宅地建物取引業法 37 条の 2	クーリング・オフ告知日から 8 日間
保険契約	保険業法 309 条	法定書面受領日か契約日のいずれか遅い日から 8 日間
投資顧問契約	金融商品取引法 37 条の 6	法定書面の受領日から 10 日間
個別信用購入あっせん（個別クレジット）	割賦販売法 35 条の 3 の 10、35 条の 3 の 11	法定書面の受領日から 8 日間または 20 日間
預託等取引契約	特定商品預託法 8 条	法定書面の受領日から 14 日間

※ 各制度には別途具体的な適用要件があります。

3 クーリング・オフの方法

クーリング・オフするには、

- ① 契約解除通知書（はがき）で通知します。（期間内にはがきを出せば、事業者が届いていなくても有効です。）
- ② はがきは両面コピーしてから、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ③ はがきのコピーは、郵便局発行の領収書と一緒に保管します。
- ④ クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。

＜記入例＞



〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番地〇号

〇〇〇会社
代表者様

契約解除通知書
①契約年月日
②商品(サービス)名
③契約金額
④会社名
⑤担当者名
上記日付の契約を解除します。なお、支払済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
(契約者) 住所 氏名

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為があると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。あきらめないで、すぐにお近くの消費生活相談窓口へ相談しましょう！

トピックス

特定商取引法が改正され、平成29年12月1日に施行されました

特定商取引法には、これまでから訪問販売で日常生活において通常必要とされる量を著しく超える商品などを売買契約したときに、その契約を解除することができる規定（過量販売解除権）がありましたが、今回の改正により、その過量販売解除権の対象が「電話勧誘販売」にも広がりました。

契約から1年以内であれば契約を解除できる場合があります。

他にも、事業者が勧誘のときに、うそをついて契約させたり、わざと事実を告げずに契約させたりした場合、消費者が契約を取り消すことができる規定があり、その取消期間が「事実と異なることに気づいたときから1年間」となり6か月間延長されました。なお、「契約締結時から5年間」は従来どおりです。



気になるとき、困ったときは 迷わず電話を！

●消費者ホットライン●
(お近くの消費生活相談窓口につながります)

局番なし 188
いやや